

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に揚げる手術に係る施設基準

下記手術に関する当院での手術実績(2024.1.1~2024.12.31)

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	56
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術の件数 0

その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		336
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの を含む)及び体外循環を要する手術		0
経皮的冠動脈形成術		0
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		0
その他のもの		0
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		0
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		0
その他のもの		0